

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>● 書面同意要件の見直し（金商業等府令案第123条第2項第1号、第153条第1項第7号イ、第154条第4号イ、第275条第1項第12号等）</p>		
<p>▼ 発行者等（顧客）が外国法人である場合</p>		
1	<p>外国の政府機関、地方公共団体、中央銀行、国際機関等、法人形態を取っていない各種団体は、どのように取り扱われるのか。</p>	<p>個別事例に即して具体的に判断されるべきものではありませんが、各種団体のうち代表者又は管理人の定めがあるものについては、「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの」に該当すると考えられます。</p>
<p>▼ 発行者等（顧客）が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合</p>		
2	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号イについて、「当該発行者等が所在する国の法令」とは、当該外国法人の設立準拠法（法人の設立に際して準拠した法律）を制定する国の法令を指すとの理解でよいか。</p>	<p>「当該発行者等が所在する国」とは、基本的には発行者等の本店が所在する国を指しますが、当該発行者等が金融商品取引業者と取引を行う支店又は営業所が本店所在国と別の国に存在する場合は、本店が所在する国及び当該支店又は営業所が所在する国のいずれの法令においても「この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない」ことが必要になります。</p>
3	<p>「当該発行者等の所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」の「所在する国」の判断は、発行者等である外国法人の本店所在地である国の規制により判断すればよいか。</p>	
4	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号イには「当該発行者等が所在する国の」とあるが、所在地は当該発行者等の本店で判断されると解してよいか。例えば、外国に本店があり、日本国内に支店がある外国法人との間で契約を行うとして、契約の主体は本店であり、支店が代理人として契約締結するケースにおいても、当該外国法人の本店が所在する国の法令によって判断するというのでよいか。</p>	
5	<p>「当該発行者等が所在する国の法令」には、発行者等が企業活動を行う国の法令も含まれるか。</p>	
6	<p>「所在する国」には、香港のような地域も含まれるよう「所在する国（地域を含む。）」として明確化してほしい。</p>	<p>「当該発行者等が所在する国の法令」には、当該発行者等の取引活動に関連するものである限り、当該発行者の所在する国の一部の地域において有効な法令も含まれます。</p>
7	<p>「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」とは、具体的にどのような場合か。</p>	<p>「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」とは、当該発行者等が所在する国の法令上、「金商業等府令案第153条第1項第7号に違反して発行者等に関する非公開情報を受領又は提供する行為」に相当する行為を制限する規定がない場合をいいます。</p>
8	<p>「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」に該当する国としては、米国や英国をはじめとするEU諸国が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」に該当するか否かについては、同意を取得する時点におけるご指摘の国々の有効な法令に基づき判断されることとなります。</p>

9	<p>発行者等（顧客）が外国法人である場合に、本号に基づくみなし同意によるためには、「当該発行者等（顧客）が所在する国の法令上この号に規定する行為に想定する行為を制限する規定がない」ことが要件となっているところ、例えば欧米主要国の場合などは、わが国と同様の規制がないことが比較的明らかである。このような場合には、当該発行者等（顧客）がそのような国の法人であることを確認すれば足り、各発行者等（顧客）について外部弁護士等を通じた当該国の法令の調査やその結果の記録を義務付けるものでないとの理解でよいか。また、それ以外の場合においては、当該国の法令に同様の制限がないことを確認する方法は、当該発行者等（顧客）と契約している者（例えばM&A仲介業者）又は当該発行者等（顧客）による申告等の合理的な方法で足りるとの理解でよいか。</p>	<p>「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない」ことの確認方法については、個別事例に即して金融商品取引業者が合理的と認める方法によることとして差し支えありません。</p>
10	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号イには「当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」との要件が課せられているが、この要件に該当するか否かを判断する際には、例えば当該国に所在する又は当該国の法令に精通する業者、M&Aブティック、法律事務所等に照会するなど、当該金商業者が合理的と考える方法により確認することは認められているとの理解でよいか。また、法定帳簿の保存を定める金商業等府令案第157条第1項第2号ハとの関係では、かかる確認を取った証跡を当該金商業者が適当と考える方法により保存しておけばよいとの理解でよいか。</p>	
<p>▼ 電磁的記録により同意の意思表示をしたとき</p>		
11	<p>「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」とあるが、具体的にはどのような場合を想定しているのか。</p>	<p>「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」とは、例えば、発行者等が電子メールにより同意した場合を想定しています。</p>
12	<p>「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」は、「当該発行者等が電磁的方法により同意の意思表示をしたとき」が正しいのではないか。電磁的記録とは、記録媒体（磁気ディスク等）に保管された電子データを指す用語と考える。</p>	<p>「電磁的記録」（金商業等府令第5条、金商法第13条第5項）として認められる方式（電子的方式、磁氣的方式等）には、いわゆる電子メールの方式も含まれると考えられます。</p>
13	<p>「電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」とは、例えば電子メールなどの電磁的通信手段・記録手段を用いて同意を取得した場合で、金商業等府令第155条に規定する「電磁的方法」としての要件を満たさないものを広く含むと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
14	<p>電子メールによる同意の場合、当該電子メールの発信者に制限はあるのか。</p>	<p>電子メールの表示内容から、発行者等による同意の意思があると認められるのであれば、その発信者の地位、役職等に特段の制限はありません。</p>

▼ 非公開情報の提供に関し発行者等（顧客）が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして発行者等の同意があると合理的に認められるとき	
15	「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」における「契約の内容」とは具体的に何を指すのか。
16	<p>外国法人によるみなし同意について、「当該発行者等（顧客）が締結している契約」とは、必ずしも「守秘義務契約書」や「委託契約書」などの契約書により証されるものに限らず、当事者間に合意が存在することが確認できるものであればよいとの理解でよいか。例えば、一方的な差入れ形式の文書であってもそれを受領した仲介業者がその文書に従って仲介行為を行っているために合意の存在を合理的に推認することができる場合や、電子メール又は口頭による依頼であっても仲介業者の表明によって合意の存在を確認できる場合等も含まれると考えられるが、どうか。</p>
17	<p>「当該発行者等が締結している契約の内容」を「当該発行者等との間で実施又は実施を予定している取引の態様」として頂きたい。</p> <p>サムライ債等のファイナンス案件においては、発行者等に対して日本における引受販売機能を担う証券エンティティも含めた総合金融グループとしての機能提供を行うことが商慣習となっている国が存在し、当該国における当該金融グループの拠点が発行体等との窓口となりサムライ債の提案要請やマンデート連絡を行う等の取引の態様が一般的である。</p> <p>ファイナンス案件においては、当該顧客との契約の締結は取引の最終段階である開示書類届出の直前に行われることとなる一方、改正案では、「当該発行者等が締結している契約の内容」と規定されており、M&Aのような、発行者等との間で案件初期に守秘義務契約を締結する案件を前提とした内容となっている。そのため、改正案通りに規定されると、ファイナンス案件においては、契約締結前の提案要請のグループ間の連絡やマンデートの連絡、案件組成等の段階において発生するグループ会社間の情報連携にはこれまで通り、原則として顧客からの書面同意が必要となるため、規制緩和の効果が十分に反映されないこととなる。</p> <p>サムライ債等のファイナンス案件においても、本邦金融商品取引業者が過剰規制で競争劣後することがないように、グローバルな取引実態を射程に入れ、発行者等が取引の態様及び商慣習に照らして金融グループ内で日本国内の証券エンティティも含み情報共有がなされる旨を認識していると合理的に認められるのであれば、書面同意があるとみなすことができることが明確化されるよう、業等府令第153条第1項第7号イを「当該発行者等との間で実施又は実施を予定している取引の態様」と規定して頂きたい。</p>
18	<p>金商業等府令第153条第1項第7号イには「当該発行者等が締結している契約の内容」とあるが、当該条項の適用要件として、情報提供に先立って「あらかじめ」当該契約を「締結」していることを求めている趣旨ではないとの理解でよいか。クロスボーダーM&Aも含めて、実務上発行者等との契約を「締結」するタイミングが案件の最終段階になるケースもあり得るので、「締結することとなる」契約の内容から発行者等の情報提供の同意を合理的に認められる場合も当該条項は適用されることを確認したい。</p>

19	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号イには「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に書面による同意があったものとみなされている。これに関しては、非公開情報の提供に関して契約書には何らの条項がない場合であっても、契約の内容及び商慣習に照らして同意があると認められる場合も該当すると考えてよいか。例えば、ある発行者等のM&Aのアドバイザーになる場合に、当該発行者等の所在国においては、M&Aに関する非公開情報が金融グループ内で共有されることが商慣習となっているならば、M&Aに関する契約書に非公開情報の取扱いに関する取決めがない場合であっても、当該発行者等の同意があると認められると考えるよいか。</p> <p>また、当該改正箇所において「非公開情報の提供に関し」という文言は、「当該発行者等の同意がある」にかかっていると理解してよいか。</p>	<p>「契約の内容」は契約書の条項として規定されているものに限定されないという点は貴見のとおりと考えられます。「非公開情報の提供に関し」は「当該発行者等が締結している契約」にかかっており、「契約の内容」と「商慣習」の双方に照らして発行者等の同意があると合理的に認められるか否かを判断することになります。</p>
20	<p>「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」とは、例えば、ファイナンシャルアドバイザー契約の守秘義務条項においてグループ会社への秘密情報の提供が認められている場合がこれに該当すると考えてよいか。</p>	<p>発行者等の所在国においては証券会社とそのグループ会社の間での非公開情報の授受を制限する商慣習がないとの前提であれば、貴見のとおりと考えられます。</p>
21	<p>クロスボーダーM&A等のトランザクションで、外国法人と日本企業との間で締結される守秘義務契約において、秘密情報をそれぞれのファイナンシャル・アドバイザー、取引金融機関（または資金提供者）、リーガルアドバイザー等まで開示してよいと規定されている場合が多いが、この場合各当事者は、相手方当事者、そのファイナンシャル・アドバイザー、取引金融機関（または資金提供者）及びリーガルアドバイザー等の情報開示許可先同士が秘密情報を共有しながら相手方当事者のために当該M&A案件等を進めていくことを当然に想定している。</p> <p>このように外国法人との間で締結した守秘義務契約において、秘密情報をファイナンシャル・アドバイザー及び取引金融機関（または資金提供者）まで開示してよいと規定されている場合には、ファイナンシャル・アドバイザーとその親法人等・子法人等である取引金融機関（または資金提供者）との間で秘密情報を共有することに関し、「当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」（金商業等府令案第153条第1項第7号イ）に該当するとの理解でよいか。</p> <p>なお、外国法人が「所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」であることを前提とする。</p>	

22	<p>外国法人によるみなし同意について、「当該発行者等（顧客）が締結している契約」の存在が要件であるとする、契約の内容から非公開情報の授受への同意の意思が合理的に推認できる場合には、「当該国の商慣習」は積極的な要件としての意義に乏しいと考えられる。したがって、「当該国の商慣習」は、契約の内容から同意の意思を推認するに当たって考慮すべき補助的な要素（すなわち、情報授受を許容する商慣習がある場合は推認を強化する方向に、制限する商慣習がある場合はこれを弱める方向にそれぞれ働く）と考えてよいか。そのようなものと理解すれば、契約の内容そのものから同意の意思が合理的に推認できる場合には、「当該国の商慣習」につきこれを確認する必要まではないものと考えられるが、どうか。</p>	<p>「当該国の商慣習」は、「契約の内容」と共に、同意の意思表示があるかどうかを判断する際に勘案すべき要素として規定されています。</p>
23	<p>外国法人について、「当該発行者等（顧客）の同意があると合理的に認められる」場合であれば、それが契約の内容からそのように認められる場合であっても、あるいは当該国の商慣習上そのように認められる場合でも、顧客保護の観点からはいずれも非公開情報の授受を行うことにつき特段の問題を生じないと考えられる。したがって、「当該発行者等（顧客）が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等（顧客）の同意があると合理的に認められるとき」とあるのは、「及び」の部分を「又は」としてほしい。</p>	<p>当事者が商慣習と異なる内容の合意をする場合もあり得ることにかんがみると、「同意」の有無を判断するには、非公開情報の提供に関し発行者等が締結している契約の内容と発行者等の所在国の商慣習の双方を勘案する必要があり、「及び」の部分を「又は」とすることは適切でないと考えられます。</p>
24	<p>外国法人によるみなし同意について、当該発行者等（顧客）が、我が国のファイアウォールの規制対象となる主体間での情報の授受を行う旨の一方的な差入れ方式の文書又は電子メールを当該主体のうちの一つ又はM&A仲介業者から受領し、これに異議を述べない場合には、「当該発行者等（顧客）が締結している契約」が存在するとの理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業者が発行者等に対して一方的に差入書を交付したという事実のみから、発行者等による同意（承諾）の意思を推認することは困難と考えられます。</p>
25	<p>例えば、海外IR等において、投資家等に対し、情報の取扱いに関する説明書を交付し、当該投資家等からの電子メールにより、同意を取得したうえで、当該投資家等に関する非公開情報を受領している場合は、「当該発行者等が電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

26	<p>クロスボーダーM&A業界では、企業がM&AブティックにM&Aニーズを伝え、M&Aブティックは企業からの依頼に従ってM&A取引の相手方探索を行うことが一般的に広く行われている。企業は、かかるM&Aブティックの探索活動により、一定の範囲の者に当該企業の情報が開示されることを前提に情報を開示しており、さらにステージが進み、有力なM&A取引の相手方候補が出現し、より詳細な企業情報を開示する際には、企業とM&A取引の相手方候補との間で直接、守秘義務契約が締結されるのが一般である。</p> <p>このようなM&A業界における実態に鑑みれば、海外M&Aブティックからのメールにより、当該外国法人のM&A情報（非公開情報を含む）を、金融商品取引業者とその親法人等若しくは子法人等が共有することに関して、外国法人が了解している旨が確認できた場合には、「非公開情報の提供に関し発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして発行者等の同意があると合理的に認められるとき」（金商業等府令第153条第1項第7号イ）と解釈してよいか。なお、外国法人が「所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合」であることを前提とする。</p>	<p>発行者等の所在国においては証券会社とそのグループ会社の間での非公開情報の授受を制限する商慣習がないとの前提であれば、貴見のとおりと考えられます。</p>
27	<p>例えば、発行者等がM&Aブティック等の第三者に依頼して非公開情報を提供する場合には、当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると認められる旨を、当該M&Aブティック等からの電子メール等により確認できれば、「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に該当するとの理解でよいか。その場合、当該M&Aブティック等が当該発行者等との間で締結した契約書等の証跡を、徴求・確認・保管すること、あるいは、当該発行者等の同意が金融商品取引業者等またはその親法人等もしくは子法人等による当該情報の提供に特定した明示的な同意であること、までは求められないとの理解でよいか。</p>	
28	<p>外国法人のみなし同意については、商慣習に加えて特定の契約を要件としているが、欧米においては規制・商慣習上も情報共有が許容されており、それを前提に世界的な金融機関は顧客情報管理システムを構築している。今回の改正が実質的に広く利用されるためには、かかる欧米の顧客情報管理システムとの接続を許容すべきと思料するが、契約の特定にかかる作業負担からかかる利用が実現しないことが想定される。改正の実を上げるためにも、契約の特定を前提とする要件について再考してほしい。</p>	<p>ファイアーウォール規制の例外である非公開情報の授受は、あくまで発行者等の個別の同意を要件に許容されるものであり、外国法人についても、一定の場合に「書面による同意を得たものとみなす」ものですので、特定の契約の存在を前提とすることなくファイアーウォール規制の例外とすることは困難です。</p>

29	「当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められる」要件について、各社、そして個々の案件によって解釈上差が生じると思われるが、外部弁護士等第三者のオピニオンを持って要件を満たしたとの整理は問題ないか。また「合理的に認められる」という要件について定義や監督指針により明らかにできないか。	「当該発行者等の同意があると合理的に認められる」かどうかは個別事例に即して具体的に判断されるべきものと考えられ、第三者のオピニオンがあったとしても、それのみで「当該発行者等の同意があると合理的に認められる」とは限らないと考えられます。また、「合理的に認められる」という要件について、その具体的基準は一律に定まるものではなく、定義や監督指針により明らかにすることは予定していません。
30	「当該国の商慣習に照らして当該顧客の同意があると合理的に認められる」ことの判断はどのようにすればよいか。例えば、顧客の申告で足りるか。	外国の商慣習の確認方法については、金融商品取引業者が発行者等から申告を受けるなど、個別事例に即して金融商品取引業者が合理的と認める方法によることとして差し支えありません。
31	「当該国の商慣習」につきこれを確認する必要がある場合であっても、外部弁護士等を通じた当該国の商慣習を調査やその結果の記録を義務付けるものでなく、当該発行者等（顧客）と契約している者（例えばM&A仲介業者）又は当該発行者等（顧客）による申告等の合理的な方法で足りるとの理解でよいか。	
32	「当該国の商慣習」について、例えば欧米主要国の場合などは、法人顧客に係る情報のグループ内での授受を制限する商慣習がないことが比較的明らかであるが、このような国の商慣習についてその調査やその結果の記録を義務付けるものでないとの理解でよいか。	
● 書面による同意を得たものとみなされる場合に該当することを証する記録の保存（金商業等府令案第157条第1項第2号）		
33	「(同号イの規定により書面による同意を得たとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録)」とは、たとえば、Eメールにより同意とみなされる場合にはそれをプリントアウトして保存すればよいか。	法定帳簿であることが明確になるような形で記録が保存されている限り、基本的には貴見のとおりと考えられます。
34	証券会社の法定帳簿として、「第153条第1項第7号イの規定により書面による同意を得たものとみなされる場合は、当該場合に該当することを証する記録」が追加されているが、具体的な法定帳簿の保存方法として、例えば電子メールを印刷して保存せずとも、電子メールをPDFファイルにして保存する方法等で問題ないか。	
35	第157条に規定する作成すべき帳簿書類に関し、第153条第1項第7号イ及び第157条第1項第2号ハで言う「書面による同意を得たものとみなされる場合は当該場合に該当することを証する記録」とあるが、例えば、確認した術を記録する等、確認した証跡を電磁的記録で残すことで足りるか。同意を得たものとみなされる文言がある契約書の該当箇所のみを抜粋し電磁的記録で残すことでよいか。	基本的には、書面による同意を得たものとみなされる場合に該当することを証する記録の該当箇所が保存されていれば足りると考えられます。
36	「第153条第1項第7号イ」(事前同意書面)の書面は原本を保存しなければならないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

37	<p>金商業等府令案第 153 条第 1 項第 7 号イの定めにより、発行者等から非公開情報の提供について同意書面を受け入れた場合には、金商業府令案第 157 条第 1 項第 2 号ハの規定により、効力を失った日から 5 年間保存する必要がある。今回の業等府令案第 153 条第 1 項第 7 号イの改正によれば、発行者等が外国法人である場合、電磁的記録による同意の意思表示を受けるケースや契約及び商慣習によって同意があると合意的に認められるケースが、非公開情報の提供に関する同意書面の受入とみなされることになる。新たに追加されたケースにおいては、業等府令案第 157 条第 1 項第 2 号ハによって、「当該場合に該当することを証する記録」を保存することとされている。</p> <p>この点については、電磁的記録により意思表示を受けた場合の当該電磁的記録、または発行者等との間で契約書を取り交わした場合の当該契約書を保存するということになる。一方で、契約書がない場合など発行者等の意思が書面または電磁的記録によって確認できない場合や、商慣習に照らして同意があると認められることについては、「当該場合に該当することを証する記録」を作成することは困難であると考えられる。</p> <p>業等府令案第 157 条第 1 項第 2 号ハに追加された括弧書きを削除するか、顧客の同意を示す書面または電磁記録がある場合にのみ当該書面または電磁的記録を保存することとしてほしい。これが措置されないのであれば、「当該場合に該当すること」について確認を取った証拠を、当該金商業者が適当と考える方法により保存しておけばよいとの理解でよいか。</p>	<p>「当該場合に該当することを証する記録」の内容は個別事例に即して具体的に判断されるべきと考えられますが、例えば、非公開情報に関し発行者等が締結している契約書の写し、非公開情報に関し発行者等が締結している契約の内容や発行者等の所在国の商慣習について第三者が申告した書面や電子メールなどがこれに含まれると考えられます。</p>
38	<p>27 のケースで、当該発行者等が締結している契約の内容において、金融商品取引業者等とその親法人等もしくは子法人等との間で当該非公開情報を共有することに関する同意があると認められる旨を、M&A ブティック等又は発行者等の口頭の同意により確認しており、かつ、電話のレコーディングにより証拠を保存している場合は、「非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商慣習に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>「当該発行者等の同意があると合理的に認められるとき」に該当するか否かの確認方法や「当該場合に該当することを証する記録」の形式について特段の制限はありませんが、法定帳簿であることが明確になるような記録を保存しておく必要があると考えられます。</p>
39	<p>「電磁的記録」は受信した金融商品取引業者側において保存されていれば足りるのか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

▼ その他		
40	<p>A社（情報共有同意書取得済）とB社（情報共有同意書未取得）が当事者となるM&A案件で、証券会社等がA社のFA（ファイナンシャルアドバイザー）に就任済又は就任予定の場合において、証券会社等がA社からB社の非公開情報を受領した場合、当該非公開情報を当該証券会社等の親子法人等に提供することは金商業等府令第153条第1項第7号違反にならないとの理解でよいか。また、証券会社等がA社のFAに就任するか未定である場合においても、証券会社等がA社から受領したB社の非公開情報を当該証券会社等の親子法人等に提供することは金商業等府令第153条第1項第7号違反にならないとの理解でよいか。</p>	<p>「非公開情報」の意義や書面同意を取得する相手方については、個別事例に即して具体的に判断されるものと考えられます。なお、平成26年3月28日に公表された「非公開情報の授受の制限に関するQ&A」をご参照ください。</p>
41	<p>「非公開情報」（金商業等府令第1条第4項第12号）の定義には、「発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの」も含まれ、必ずしも直接の顧客でない場合も含まれる。証券会社がM&A取引（たとえば合併）において、一方の法人のFA（ファイナンシャルアドバイザー）となる場合に、その非公開情報を親銀行と共有する場合、当該法人から情報共有同意書を取得することは可能であるが、顧客ではない他方の法人から情報共有同意書を取得することは困難である。このような場合、情報共有同意書はFAの直接の顧客となった法人からのみ取得すれば足りるとの理解でよいか。</p>	
42	<p>「非公開情報」（金商業等府令第1条第4項第12号）の定義の「自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報」における「特別の情報」とは、当該情報を利用して取引をすることが、証券会社（有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）又は登録金融機関にとって「有用」とあるという判断基準で判断してよいか。</p>	
43	<p>証券会社による非公開情報の親子法人等への提供・受領については、故意でなく過失（いわゆる「うっかりFW規制違反」）も法令違反となってしまう。とりわけ、過失もないのに、それを受領した側も法令違反となり、その結果が甚大である。以下のような取扱いをセーフハーバールールとして認めてほしい。</p> <p>①親銀行の職員Xが子証券会社の職員Yに、顧客（情報共有同意書なし）の非公開情報の含まれるファイルを添付したEメールをした場合、Xがすぐにそれに気づき、Yに連絡をし、YがEメールのファイルを開覧せずに、子証券会社のコンプライアンス統括部に連絡をし、その指示に基づいてEメールを削除した場合には、顧客の非公開情報の「受領」がなかった（銀行側では顧客の非公開情報の提供がなかった）という取扱いとする。</p> <p>②親銀行の職員Xと子証券会社の職員Yが電話をしている際に、XがYに対してうっかり、顧客（情報共有同意書なし）の非公開情報について話してしまった場合であっても、X又はYがすぐにそれに気づいて、直ちにそれぞれのコンプライアンス統括部に連絡をし、顧客の情報共有同意書が取得されない間は当該非公開情報を利用しないことに同意した場合には、非公開情報の「提供」「受領」がなかったものと扱う。</p>	<p>いかなる行為があった場合に金商業等府令第153条第1項第7号の「受領」又は「提供」に該当するかについては、個別事例ごとに事実関係に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

● 内部の管理及び運営に関する業務（金商業等府令案第153条第3項第7号、第8号）		
44	「内部の管理及び運営に関する部門」とは、組織体の他、役員等（役員又は部門を統括する職員等）も含まれると考えてよいか。	役員等が自ら「内部の管理及び運営に関する業務」を行っている場合には、当該役員等も「内部の管理及び運営に関する業務を行う部門」の一員であると考えられます。
▼ 子法人等の経営管理に関する業務		
45	子法人等の経営管理に関する業務とは具体的にどのようなものが考えられるか。	金商業等府令第 153 条第 3 項第 7 号に規定する「経営管理」とは、株主権の行使による関与にとどまらない子会社の経営に対する継続的な管理をいい、「経営管理に関する業務」とは、具体的には個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、親会社自身の事業として行われる人事権の行使や、日常的な監督、子会社の営業・財務等についての方向付け（一体的な経営戦略の策定、リスク・コンプライアンス態勢の整備等）に係る業務などがこれに該当するものと考えられます。
46	「子法人等の経営管理に関する業務」とは、子法人等の経営管理を行う部署が一般に行っている業務を含むとの理解でよいか。	
47	「子法人等の経営管理に関する業務」（金商業等府令案第 153 条第 3 項第 7 号）に関する非公開情報の提供・受領とは、具体的には、「子法人等の経営管理に関する業務のため子法人等から非公開情報を受領する場合」、または、「特定関係者である親法人等の経営管理に関する業務のため当該親法人等に対して非公開情報を提供する場合」（金商業等府令案第 153 条第 1 項第 7 号リ参照）であり、改正案で認められるのは、「下から上」（例えば子証券会社から親銀行）への経営管理業務に関する非公開情報（以下「経営管理情報」という。）の提供に限られ、「上から下」（親銀行から子証券会社）への経営管理情報の提供は認められないとの理解でよいか。	金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号リは、子法人等の経営管理に関する業務のために、金融商品取引業者が親法人等に対して非公開情報を提供し、又は子法人等から非公開情報を受領することを許容しています。一方で、金融商品取引業者が子法人等に対して非公開情報を提供し、又は親法人等から非公開情報を受領することは許容されません。
48	金商業等府令案第153条第3項第7号では「子法人等の経営管理に関する業務」と規定しているが、「第一種金融商品取引業者（以下、『業者』）」が同号に関し必要な情報を「特定関係者である親法人等（以下、『特親』）」に提供できるのは、①『業者』が子法人等から受領した経営管理に必要な情報について当該『業者』の『特親』が経営管理の為に必要な場合又は②『業者』単体の経営管理に係る情報について当該『業者』の『特親』が経営管理の為に必要な場合であり、かつ、当該『特親』において内部の管理及び運営に関する業務を行う部門から当該非公開情報が漏洩しない措置が的確に講じられている場合に限るとの理解でよいか。	
49	「子法人等の経営管理に関する業務」には、金融商品取引業者等によるその子法人等の経営管理に関する業務のほか、金融商品取引業者等の親法人等による当該金融商品取引業者等の経営管理に関する業務も含むとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

50	<p>「子法人等の経営管理に関する業務」の全部又は一部を行うための情報の授受が適用除外類型に追加されているが、これは従来の内部管理に関する業務に留まらない、子法人等の営業戦略、収益管理等を含むグループ経営全般に必要な業務を広く含むとの理解でよいか。また、親会社に経営企画部というような「部門」がある場合には、同部門から非公開情報が漏えいしない措置をすることで、その子法人等の経営管理に関する業務に必要な情報の受領が可能になると理解しているが、そのような部門を持たずに親法人等又は子法人等との間で兼職する役員等が経営委員会のような経営管理を行う会議体への参加を通じて情報を受領することは、監督指針案Ⅳ-3-1-4(3)④に定める規律の下で従来通り可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>「子法人等の経営管理に関する業務」の範囲は、必ずしも従来の「内部管理に関する業務」に限られるものではありません。また、従来から、兼職している「役員等」については、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、一定の条件の下、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報に接することが可能とされており(監督指針Ⅳ-3-1-4(3)④)、今回の改正は、かかる取扱いに影響を与えるものではありません。</p>
51	<p>経営管理情報の共有については、平成21年6月の改正時に、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」において、「役員等(中略)が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報の提供を受けることは、非共有情報の漏えいには該当しないと考えられるが、その場合には、例えば以下のような措置が講じられているか。イ. 当該役員等から当該非共有情報が漏えいしないこと。ロ. 当該役員等が、当該非共有情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。」(同監督指針Ⅳ-3-1-4(3)④)という規定が置かれたため、一見、経営管理目的での非公開情報の共有が認められたようであった。</p> <p>しかしながら、金商業等府令案153条第1項第7号リでは「内部管理に関する業務」のみ掲げられ「経営管理に関する業務」が掲げられていなかったため、業府令と監督指針の間に矛盾があるようにも読める。</p> <p>この監督指針の規定は、親銀行と子証券会社の兼職の役員等が銀行・証券会社のいずれかの経営会議等の場で非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした顧客の非公開情報)を「受領」した場合を想定しており、積極的な経営管理目的の非公開情報の提供・受領を認めたものではないとの理解でよいか。また、この点は今回の改正でも変更がないという理解でよいか。</p>	<p>従来から、証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門その他の非公開情報を用いて業務を行う部門の職員は、兼職している場合、当該証券会社等又は親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないところ(監督指針Ⅳ-3-1-4(2)⑥イ)、兼職している「役員等」については、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、一定の条件の下、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報に接することが可能とされており(監督指針Ⅳ-3-1-4(3)④)、今回の改正は、かかる取扱いに影響を与えるものではありません。</p>

52	<p>これまで情報共有が可能とされていた内部管理業務等に、子法人等の経営管理に関する業務が追加されることになる。金商業等府令案第153条第1項第7号によると、子法人等の経営管理に関する業務に関する非公開情報の取扱いについては、金融商品取引業者は子法人から受領するか、親法人に提供することに限定されており、子法人への提供や親法人からの受領は認められていない。したがって、子法人への提供や親法人からの受領を行うに際しては、顧客から同意を得る必要があると考えるが、この場合、監督指針4-3-1-4(2)に規定される留意事項が適用されると考える。その前提の下、持株会社Xとその傘下会社として、A証券会社があり、XとAそれぞれに経営管理を行う部署として経営管理部があるとする。X経営管理部とA経営管理部を兼務する職員が存在する場合、監督指針4-3-1-4(2)6イの規定に従う必要があり、「一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできない」ことから、A経営管理部を兼務する職員は、Aの非共有情報にアクセスできるのであれば、XがA以外の子会社から受領した非共有情報にアクセスできないことになるのか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
53	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号りの一つの括弧書において「(…子法人等からの受領に限る。)」とあるので、例えば純粋持株会社Aの下に完全子会社Bと完全子会社Cが有るケースでは(B、Cとも金融商品取引業者)BはCから経営管理を目的として情報を受領できないことになる。しかし、同条項の二つ目の括弧書においては「(親法人等への提供に限る。)」とあり、BとCはお互いに「親法人等」に該当するのでCからBに対して経営管理を目的として情報を提供できることになり矛盾することになる。ここは「親会社等」(金融商品取引法施行令第15条の16第3項参照)とすべきではないかと考える。</p>	<p>金商業等府令案第153条第1項第7号りは、金融商品取引業者に「子法人等の経営管理」に関する業務のための非公開情報の授受を認めているものであり、ご指摘の事例において、BがCの「親法人等」に該当するとしても、CはBの「子法人等」に該当しない以上、CからBに対する非公開情報の提供は、「子法人等の経営管理」に関する業務のための情報提供には該当しないものと考えられます。</p>
<p>▼ 有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務</p>		
54	<p>今般、オペレーション業務の全部又は一部を行うための情報の授受が適用除外類型に追加されているが、金融グループ内のインフラストラクチャー管理の一体化・高度化を通じて、システミック・リスク、オペレーショナル・リスク等の更なる削減に資するものとして歓迎したい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
55	<p>「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済」とは、金融商品取引業に係る取引、金融商品取引業者の付随業務その他の業務(届出業務や承認業務を含む)に係る取引の決済に限らず、特定関係者の固有業務(例えば銀行業務、信託業務、保険業務)、付随業務(外国銀行代理業務を含む)等に係る取引の決済を含むと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

56	<p>「これに関連する業務」とは、取引の決済そのものではないがこれと関連する業務として金融商品業者及び特定関係者のオペレーション部門が一般に行ういわゆるバックオフィス業務及びミドルオフィス業務が含まれ、金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号全体としては、一般に金融商品取引業者、銀行、信託銀行、保険会社で行われているオペレーション業務の全体が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>「決済及びこれに関連する業務」とは、金銭や有価証券の受渡しその他の方法により取引を結了させる業務及びこれに関連する業務をいいます。「これに関連する業務」の具体的内容は、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、一般的には、担保管理、顧客口座の管理、法定帳簿等の作成及び管理などが含まれると考えられます。</p>
57	<p>金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号の改正により、新たに内部管理業務として、「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」が追加される。</p> <p>当社では、決済等の業務を担う部署において、以下のような業務を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 約定確認・照合・清算に関する業務 2. 担保管理、証拠金管理、分別管理に関する業務 3. コンファメーションの作成・提供、時価評価提供に関する業務 4. 法定帳簿、社内・対外諸報告の作成及び精査に関する業務 5. 口座開設に関する事務手続き業務 6. 顧客属性等のデータ管理に関する業務 7. 利金・配当金受払等に関する業務 <p>これらの業務については、内部管理部門以外の部署に非公開情報が漏洩しない措置を講じた上で遂行するのであれば、金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号の「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」に含まれると解してよいか。</p>	
58	<p>「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」（金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号）とは、外資系金融機関ではオペレーション業務と呼ばれているものであり、この改正により、外資系金融機関のグループでは、オペレーション部門での非公開情報の提供・受領ができることを前提とした兼職（ダブルハット・トリプルハット等）が可能となるとの理解でよいか。</p>	<p>オペレーション部門が行う業務の内容に即して個別事例ごとに具体的に判断する必要がありますが、基本的には貴見のとおりと考えられます。</p>
59	<p>金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号の対象とする取引の範囲について以下の点を確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該条項は、「有価証券の売買（に係る決済）」「デリバティブ取引（に係る決済）」「その他の取引（に係る決済）」「関連する業務」を並列で対象とするものとの理解でよいか。 2. ここでいう「その他の取引」は「有価証券の売買」「デリバティブ取引」の両方にかかるものとの理解でよいか。 3. 「これに関連する業務」は、複数の業務に関連するものであるため、「これらに関連する業務」とするべきと考えるがどうか。 	<p>「有価証券の売買」及び「デリバティブ取引」は「取引」の例示であり、金商業等府令案第 153 条第 3 項第 8 号は、「内部の管理及び運営に関する業務」の 1 つとして、「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引」に係る「決済」と、「これ（決済）に関連する業務」を規定しています。</p>

60	<p>金商業等府令第153条第3項第8号の改正により、新たに内部管理業務として、「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」（以下、決済関連業務という。）が追加される。決済関連業務を遂行するためには、営業部門と取引情報等の非公開情報を共有する必要があるが、一の会社における非公開情報が決済関連業務を担う部署を通じて他の会社の営業部門に伝達されないように措置を講じる必要があると解してよいか。例えば、持株会社Xの傘下にA証券会社とB銀行にあるとして、B銀行の決済関連業務をA証券会社が行う場合には、B銀行の決済関連業務に必要な非公開情報が、A証券会社の営業部門に伝達されないよう、取引内容を記録したシステムへのアクセス制限等を行う必要があると解してよいか。</p> <p>また、決済関連業務を行う部署は監督指針Ⅳ-3-1-4(3)に規定される「内部管理部門等」に該当するため、監督指針Ⅳ-3-1-4(3)3及び4の適用を受けることから、決済関連業務を行う部署と営業部門等との兼職禁止や、決済関連業務を行う部署から他の部門等への人事異動の際に非公開情報が漏洩しない措置を講じること等が適用されると解してよいか。</p>	貴見のとおりと考えられます。
61	<p>金商業等府令第153条第3項第8号の改正により、新たに内部管理業務として、「有価証券の売買、デリバティブ取引その他の取引に係る決済及びこれに関連する業務」が追加されるが、既に法令遵守管理に関する業務等で情報共有を行っている場合であっても、新たに追加された業務に関して非公開情報の共有を行わないのであれば、新たに追加された業務に関して監督指針Ⅳ-3-1-4(3)の適用は受けないと解してよいか。</p>	貴見のとおりと考えられます。
● オプトアウト制度の見直し（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）Ⅳ-3-1-4（1））		
62	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針のⅣ-3-1-4(1)が改正されているが、国内外ともに適用されるか。</p>	貴見のとおりと考えられます。
63	<p>実務上、オプトアウトの機会付与の通知の際、「オプトアウトされた場合でも、オプトアウト前に共有された情報については、共有先において引き続き保有し、利用することがある」ことを顧客に対して明示し、あわせて、通知から非公開情報の共有開始までの間に、顧客がオプトアウトするか否かを十分検討する措置（1. オプトアウト前に提供された顧客の非公開情報についても、提供先において引き続き適切な管理を行うことを明示、2. グループとして顧客に対して金融商品の適正な勧誘を行う旨を明示し「勧誘方針」を掲載したホームページのURL等も明示、3. 顧客に通知が到達してから、オプトアウトするか否かについて判断するために必要な期間を十分に確保する等）を講じておき、実際に法人顧客がオプトアウトした場合、金融機関がオプトアウト前にグループ会社から取得した当該顧客に関する非公開情報について、共有先において引き続き利用するという取扱いが行われている。今回の府令・監督指針改正後も、かかる取扱いが可能であるとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりと考えられます。今回の府令・監督指針の改正はご指摘の取扱いに影響を与えるものではありません。

● その他		
64	<p>親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項のうち、内部管理部門に設置する非公開情報の管理を行う責任者等が、営業部門等に対し十分に牽制機能を発揮する措置として例示されている「イ. 内部管理部門の職員と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。」(監督指針Ⅳ-3-1-4 (3) ③イ)の項目を削除してほしい。</p>	<p>仮に、内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で兼務を認めた場合、営業部門等において非公開情報が利用されるおそれが生じ、「非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合」に該当しないものと考えられますので、現規定を維持することが適当と考えられます。</p>
65	<p>金商業等府令第155条第2項の規定(発行者などの同意を電磁的方法により得る場合における、当該発行者などからの事前承諾等)は、不要ではないか。</p> <p>本規定は、顧客に交付する法定書面(プロアマ移行時の承諾書面、契約締結前交付書面等)を電磁的方法により行う場合の手続を規定した同府令第56条を準用する建付けをとっている。</p> <p>一方、同意書面は顧客(発行者等)に交付するものではなく、逆に顧客から受け入れ金融商品取引業者等が保管するものであるため、そもそも顧客の承諾を得る必要性はなく、顧客からの事前承諾等は不要であると考えられる。</p>	<p>今回の改正は、金商業等府令第155条に規定する電磁的方法による同意の取得に関する従前の取扱いを変更するものではありません。</p>
66	<p>今回の改正点ではないが、「非公開情報の管理を一元的に行う体制」とはどの程度の管理水準を要求しているものか。</p>	<p>非公開情報の管理を一元的に行う体制は、責任の所在の明確化や独立した責任者を置くことによる非公開情報管理の実効性向上の観点から求められるものであり、基本的に、管理責任者を設置することが求められると考えられますが、具体的な非公開情報の管理方法の適切性は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>